

納骨堂・遺骨埋葬墓利用管理規定

1986年10月28日制定

1995年 4月24日改訂

2011年 9月27日改訂

2022年 3月19日改訂

1. 適用

この規定は、大阪府、服部霊園内にある三教団、①浜寺聖書教会、②キリストの教会、③日本メノナイトブレザレン教団（以下MBという）が合同で所有する納骨堂・遺骨埋葬墓、及び大阪府四条畷市大阪生駒霊園内にあるMB教団が所有する納骨堂・遺骨埋葬墓の利用・管理について規定する。

注 ①浜寺聖書教会、近藤牧師

②キリストの教会、クラーク宣教師

③日本メノナイトブレザレン教団（1965. 6. 21 教団協議会承認）

2. 目的

服部霊園納骨堂全般の維持管理は、三教団並びに、大阪府、服部霊園管理事務所、大阪生駒霊園管理事務所の間で協議をもって行うものとする中で、MB教団における利用管理を円滑に行うことを目的設けた規程である。

大阪生駒霊園納骨堂の維持管理は、MB教団における利用管理を円滑に行うことを目的として設けた規定である。

3. 管理組織

服部霊園納骨堂においては、責任役員会議長が二教団（①②）との運営調整を計ると共に、納骨堂管理の統括を行い、管理責任の実務は責任役員が負うものとし、大阪生駒霊園納骨堂においての管理責任の実務も責任役員が負うものとする。

4. 使用資格

服部霊園及び大阪生駒霊園納骨堂使用者（遺骨とその家族）は、原則としてMB教団所属会員であること。

但し、その家族には証のためにも使用可とする。

5. 納骨堂利用管理

（1）納骨堂骨壺は8cm径（陶器）だけとする。（箱、包み布は置かない）

- (2) 骨壺に氏名と召天年月日（西暦）を油性マジックで書く。
骨壺の中にも和紙かはがき片に墨で書いて入れて置く。
(壺の外の名前が消えても中の墨字は消えない)
- (3) 納骨堂の教会別棚に骨壺を置く。
- (4) 各教会の納骨者名簿に氏名と召天年月日を記入する。
- (5) 各教会棚と個々の骨壺の管理（納骨者氏名、数、整理、清掃）は各教会が責任をもって行う。
- (6) 家族の希望により既納の遺骨を埋葬墓に埋葬、或いは自家の墓に移動する場合は納骨者名簿の備考欄に「埋葬」「移動」「年月日」を記入する。
- (7) 納骨期間40～50年以上の遺骨は納骨堂スペース、管理面から家族（関係者）の了解を得て、埋葬墓に埋葬する。納骨者の家族、関係者が不明で長期の遺骨も教会が判断して埋葬墓に埋葬する。

6. 埋葬墓利用管理

- (1) 遺骨だけを埋葬するものとし、骨壺その他ものは一切入れない。
- (2) 遺族が召天者の遺骨を土に帰すことを希望する場合は埋葬墓に埋葬する。その場合、納骨堂の納骨者名簿に「氏名」「召天年月日」備考欄に「埋葬」と記入する。

7. 納骨埋葬献金

召天者の遺骨を納骨、或いは埋葬する時、感謝献金として2万円以上を教団に献金する。以降は無料、教団は第一会計共益献金項目に入れる。

8. 納骨・納骨堂管理

責任役員会は毎年一回各教会の納骨者名簿により、納骨者数とMB全体の数、納骨壺の管理状態と墓地、納骨堂を確認する。

附則

この規定は2022年3月19日に改訂実施する。